

○五泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

平成27年5月13日

告示第46号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する五泉市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、また、全庁における横断的かつ効果的な人口減少問題対策を含めた地方創生に関する施策を推進するため、五泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務について調査及び協議する。

- (1) 総合戦略の策定及び改定に関すること。
- (2) 地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (3) 総合戦略の施策実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合戦略及び人口減少問題対策について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、推進部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には副市長、副本部長には教育長をもって充てる。
- 3 推進部長には、企画政策課長をもって充てる。
- 4 本部員は、五泉市組織条例（平成18年五泉市条例第13号）第1条に規定する課の課長（企画政策課長を除く）、会計管理者、支所長、教育委員会事務局の課長、図書館長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び消防長、消防署長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 推進部長は、推進本部の運営を管理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、推進部長が必要に応じて本部長の許可を得て招集し、会議の議長となる。

- 2 推進部長は、必要があると認めるときは、本部長の許可を得て、推進本部の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、分野別課題の協議及び検討を行うため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会員は、本部長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第7条 推進本部に関する庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

(要綱の廃止)

2 五泉市人口減少問題対策委員会戦略会議設置要綱(平成26年五泉市告示第66号)は廃止する。